平成２３年（フ）第３５号
群馬県伊勢崎市今井町285番地８
債務者　土田　良子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
群馬県前橋市西片貝町２丁目442番地１
債務者　佐藤　文惠
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３７号
群馬県北群馬郡吉岡町大字陣場140番地１
債務者　鈴木　　敦
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
群馬県前橋市金丸町53番地
債務者　今泉　栄吉
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
群馬県前橋市若宮町４丁目21番４―105号
マンション桃ノ木
債務者　小川　英男
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５４号
群馬県伊勢崎市除ケ町403番地10　シンプルライフ南陽102
債務者　沼田　　均
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
群馬県伊勢崎市田中島町1435番地８
債務者　尾滝　正三
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
群馬県吾妻郡草津町大字前口534番地３
債務者　松岡美智代（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
群馬県前橋市富士見町漆窪214番地３
債務者　長井三枝子（齋藤）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
群馬県前橋市幸塚町171番地
債務者　市村　由光
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
群馬県前橋市苗ヶ島町1067番地
債務者　北爪　　剛
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
群馬県前橋市横沢町206番地５
債務者　野口　幸彦
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
群馬県前橋市日吉町４丁目37番地７　日吉マンション502号
債務者　小林美枝子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
群馬県渋川市中村517番地１　田村アパート
債務者　田中袈裟一
１　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１０号
群馬県高崎市中居町２丁目17番地　市住７棟189号
債務者　湯浅　英雄
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３号
群馬県高崎市矢中町48番５　ラポールＢ201号室、住民票上の住所前橋市南町１丁目４番10号
債務者　高橋　伸幸
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２号
相模原市中央区上溝2438番地30
債務者　平林　　貴
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部